

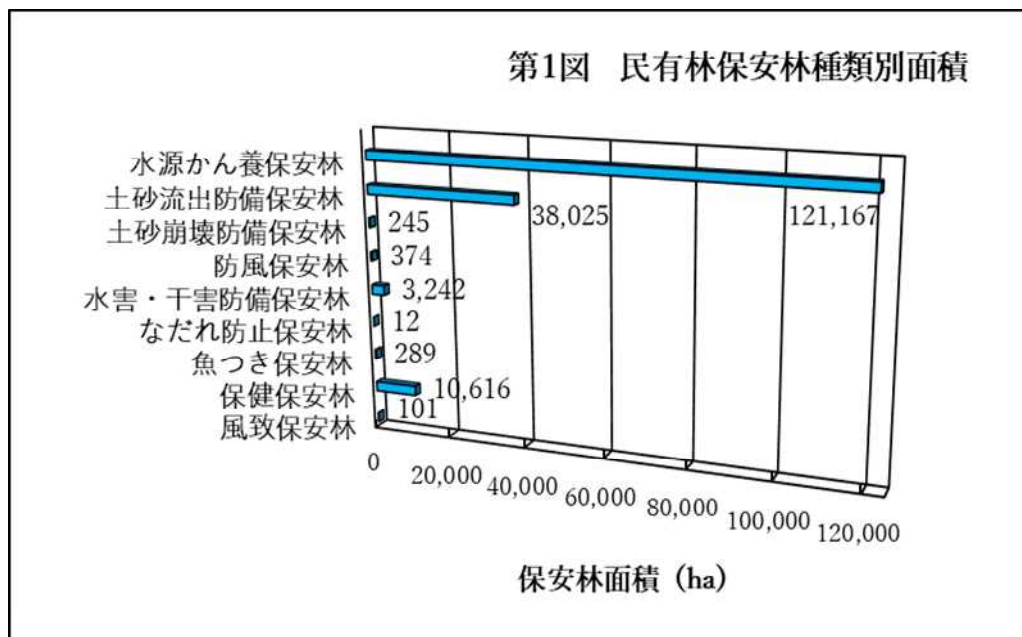
6 保安林・林地開発

(1)保安林制度について

保安林制度とは、水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などをできるだけ制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするものです。

上川管内では、これまで保安林整備計画等により保安林の計画的な配備が行われた結果、令和4年4月1日では、管内民有林面積 340,095ha の内、約 47%にあたる 160,806ha（実面積）の森林が保安林として指定されています。

上川管内は、5つの1級河川（石狩川・天塩川・空知川・鶴川・雨竜川）の源流域に位置するため、水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林の指定比率が高いという特徴を有しており、水源涵養保安林においては全体の約 70%、次いで土砂流出防備保安林が約 22%を占め、この2種類の保安林で約 92%を占めています。



※第1図は、兼種保安林を含む延べ面積
※令和4年4月1日現在

(2)保安林の制限について

保安林においては、北海道知事の許可をうけなければ、「立木の伐採」「立木の損傷」「家畜の放牧」「下草、落葉若しくは落枝の採取」「樹根の採掘」「開墾その他の土地の形質の変更」をしてはならないことになっています。

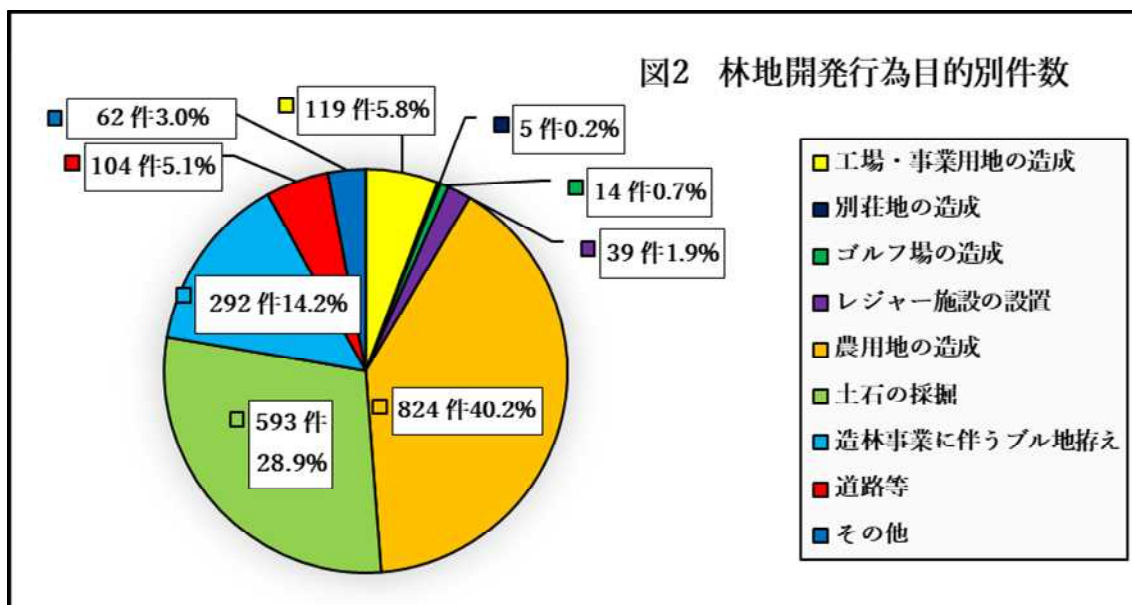
(3) 開発行為の許可制について(林地開発)

地域森林計画対象民有林において、1ヘクタール（太陽光発電施設の設置を目的とする行為は0.5ヘクタール）を超える規模で、開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする場合は、北海道知事の許可を受けなければならないことになっています。

土地の形質の変更とは、「土石の採掘」「鉱物の採掘」「宅地の造成」「土砂捨てその他の物件の堆積」「建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築」「土壌の理化学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為」が該当します。

(4) 林地開発許可状況について

林地開発許可制度に基づく許可の状況は、令和4年度までの累計で2,052件（第16図）となっています。管内の過去5年間の許可件数（新規・変更）は23件、許可処分面積は約250haであり、開発目的別では、土石の採掘が17件で約231haと一番多く、近年の主な開発行為となっています。次いで農用地の造成が3件で約18ha、工場・事業用地の造成が2件で約3haとなっています。また、令和4年度の許可件数（新規・変更）は6件で約33haとなっています。



※令和4年度末現在

※保安林・林地開発許可制度に関する問い合わせ先

北海道上川総合振興局産業振興部林務課森林保全係 電話 0166-46-5957(ダイヤル)